

【ドイツ】経済安定化基金の創設—新型コロナウイルス感染拡大対策—

財政金融課 瀬古 雄祐

* 新型コロナウイルスの感染拡大防止措置による経済的影響の緩和を図る目的で、2008年に制定された金融市場安定化基金法が改正され、経済安定化基金が創設された。6000億ユーロ規模の同基金の枠組みの下で、企業を対象に公的信用保証等の支援が行われる。

1 経済安定化基金の創設の目的及び背景

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、ドイツでは2020年3月以降、社会的接触の回避等を内容とするガイドラインが示され、店舗の営業規制や国境管理が開始されるなど、国内における感染拡大の抑制を図る諸措置が講じられた。同時に、3月中には、こうした措置による経済及び雇用への影響を緩和するための一連の立法措置が講じられた¹。経済安定化基金を設置する法律（経済安定化基金法）²はそうした立法の1つであり、感染拡大防止措置の影響から企業が資金繰りの悪化に陥っている中で、廃業・倒産の危機に瀕していること、また、これにより雇用が脅かされていることに対処するための立法措置とされる³。

経済安定化基金法は、連立与党党派（CDU/CSU及びSPD）により3月24日に法案が連邦議会に提出され、迅速な審議を経て、同27日に成立、翌28日に施行された。同法に基づく金融市場安定化基金を設置する法律（金融市場安定化基金法）⁴等の改正により、新たに経済安定化基金が創設され、非金融分野の企業を対象とした資金支援が図られることとなった。

なお、金融市場安定化基金法は、リーマン・ショックに端を発した世界的金融危機に際して、2008年10月に制定された法律である。同法により創設された総額5000億ユーロ規模⁵の金融市場安定化基金の枠組みの下では、各種金融機関を対象として、債務保証や公的資金の注入等による支援が行われた。

今般の経済安定化基金の新設は、金融市場安定化基金の経験を活かしつつ、これに類似の仕組みを時限的に設けるものであり、コロナ危機による打撃を受けた非金融分野の企業に対する支援の実施を目的としている。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年9月10日である。

¹ 2020年3月中には、本稿で取り上げる経済安定化基金法のほか、2020年第1次補正予算法を始めとする6法律が成立、施行された。泉眞樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, pp.4-7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488104_po_02830202.pdf?contentNo=1>

² 経済安定化基金を設置する法律（経済安定化基金法）Gesetz zur Errichtung eines Wirtschaftsstabilisierungsfonds (Wirtschaftsstabilisierungsfondsgesetz – WStFG) vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 543)

³ 同法の立法の背景には、ドイツ国内の実体経済が著しく不安定化していることや資本市場に混乱が生じていることがあるとの認識が示されている。Deutscher Bundestag, Drucksache, 19/18109, S. 1. <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/19/181/1918109.pdf>>

⁴ 金融市場安定化基金を設置する法律（金融市場安定化基金法）Gesetz zur Errichtung eines Finanzmarktstabilisierungsfonds (Finanzmarktstabilisierungsfondsgesetz – FMStG) vom 17. Oktober 2008 (BGBl. I S. 1982) 同法については、渡辺富久子「ドイツにおける銀行再編基金法の制定—銀行税の導入—」『外国の立法』No.248, 2011.6, pp.38-39. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050651_po_02480003.pdf?contentNo=1> を参照。

⁵ 内訳は、a) 銀行間の取引に対する債務保証（4000億ユーロ）、b) 金融機関への公的資金の注入及びリスク資産の引受け（800億ユーロ）、c) a)の債務保証に係る準備金（200億ユーロ）とされた。齋田温子「ドイツ政府の金融機関救済策」『資本市場クォーターリー』12(3), 2009, pp.122-128. 野村資本市場研究所 HP <<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2009/2009win13.pdf>> 等を参照。なお、1ユーロは約123.1円（令和2年9月分報告省令レート）。

2 法律の構成

経済安定化基金法は、金融市場安定化基金法を改正する規定（第1条）、金融市場安定加速化法を改正する規定（第2条）、銀行法を改正する規定（第3条）、有価証券取引法を改正する規定（第4条）、施行期日の規定（第5条）の全5か条から成る条項法⁶である。

このうち第1条により、金融市場安定化基金法の大幅な拡充が図られた。具体的には、従来の金融市場安定化基金法は新たに金融市場安定化基金及び経済安定化基金を設置する法律（安定化基金法）⁷に改称されるとともに、新たに経済安定化基金に係る条項（安定化基金法第15条～第28条）が設けられた。この結果、安定化基金法は、金融市場安定化に関する第1節（第1条～第14d条）、経済安定化に関する第2節（第15条～第28条）、一般的規定である第3節（第29条～第31条）から構成されることとなった。

3 経済安定化基金の概要及びその支援の枠組み

経済安定化基金は6000億ユーロ規模の基金とされ、その内訳は、①企業の借換支援のための公的信用保証（4000億ユーロ）、②劣後債の買入れ等による企業の資本増強措置（1000億ユーロ）、③ドイツ復興金融公庫（KfW）による特別融資制度への借換支援（1000億ユーロ）である（安定化基金法第21条～第24条）。

同基金の目的は、「資金繰りにおける障害を克服すること」及び「企業の資本基盤の強化のための枠組みを創出することを通して」企業の安定化に貢献することと規定される（同第16条第1項）。なお、同基金の枠組みの下で実施される支援措置は、感染拡大を克服した後において、明確かつ自立的な事業継続の見通しをもたらすものでなくてはならない旨の規定が置かれている（同第25条第1項）。

経済安定化基金が支援対象とする企業は、金融関連企業等に該当しない企業であって、2020年1月1日より前に終了した直近2事業年度において、(a)総資産が4300万ユーロ超であること、(b)売上が5000万ユーロ超であること、(c)年平均で249名超の従業員を有していること、の3要件のうち少なくとも2つに該当する企業とされている（同第16条第2項）。加えて、同基金の枠組みの下で支援を受ける企業には、他の資金調達手段が利用できない状態にあること、サプライ・チェーンの安定化及び雇用の維持に努めることなど、一定の条件を満たすことが求められている（同第25条第1項及び第2項）。

経済安定化基金は、債務管理エージェンシー（Finanzagentur）の管理下に置かれ、同エージェンシーは、連邦財務省の法的・技術的監督の下で、同基金の管理を行う（同第18条第1項）。また、公的信用保証（上記①）及び企業の資本増強措置（上記②）の実施に当たっては、企業からの申請を受けて、連邦財務省が、連邦経済・エネルギー省との合意の下に決定するものとされ、その際には、ドイツ経済における当該企業の重要性、緊急性、労働市場及び公平な競争への影響等が考慮される（同第20条第1項）。

経済安定化基金の枠組みによる支援措置の実施は2021年12月末が期限とされており、任務を完了したときには、同基金は解消される予定である（同第26条第1項）。

⁶ 条項法（Artikelgesetz）とは、複数の条（Artikel）から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律をいう。

⁷ 金融市場安定化基金及び経済安定化基金を設置する法律（安定化基金法）Gesetz zur Errichtung eines Finanzmarkt- und eines Wirtschaftsstabilisierungsfonds（Stabilisierungsfondsgesetz）vom 17. Oktober 2008（BGBl. I S. 1982）